

春日部市こども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

目次

第1章 厚生福祉（第1条・第2条）

第2章 教育環境（第3条・第4条）

附則

第1章 厚生福祉

（春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（定義） 第2条 （1） こども 満7歳に達する日の属する月の末日までの者（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第18条</u> の規定による就学義務の猶予に係る <u>学齢児童</u> を含む。）をいう。	（定義） 第2条 （1） こども 満7歳に達する日の属する月の末日までの者（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第23条</u> の規定による就学義務の猶予に係る <u>者</u> を含む。）をいう。

（春日部市立看護専門学校条例の一部改正）

第2条 春日部市立看護専門学校条例（平成17年条例第207号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（設置） 第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師を養成するため、同法第21条第2号に規定する看護師養成所及び学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第124条</u> に規定する専修学校として看護専門学校（以下「学校」という。）を設置する。 （入学資格） 第5条 学校に入学することのできる者は、学校教育法 <u>第90条</u> 第1項の規定に該当する者で、入	（設置） 第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師を養成するため、同法第21条第2号に規定する看護師養成所及び学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第82条</u> <u>の2</u> に規定する専修学校として看護専門学校（以下「学校」という。）を設置する。 （入学資格） 第5条 学校に入学することのできる者は、学校教育法 <u>第56条</u> 第1項の規定に該当する者で、入

学試験に合格したものとする。

学試験に合格したものとする。

第2章 教育環境

(春日部市立学校設置条例の一部改正)

第3条 春日部市立学校設置条例（平成17年条例第176号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第38条</u> 及び <u>第49条</u> の規定に基づき、春日部市に小学校及び中学校を設置する。	(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第29条</u> 及び <u>第40条</u> の規定に基づき、春日部市に小学校及び中学校を設置する。

(春日部市入学準備金・奨学金貸付条例の一部改正)

第4条 春日部市入学準備金・奨学金貸付条例（平成17年条例第178号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (4) 専修学校 学校教育法 <u>第124条</u> に規定する専修学校（修学年限が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。）をいう。	(定義) 第2条 (4) 専修学校 学校教育法 <u>第82条の2</u> に規定する専修学校（修学年限が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。）をいう。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。